マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議について

1 概要

相続税等(相続税・贈与税)における財産の価額は、相続税法第22条の規定により、 「財産の取得の時における時価による」こととされており、これを受け、国税庁では財産 評価基本通達に各種財産の具体的な評価方法を定めています。

財産評価基本通達に定める評価方法については、相続税法の時価主義の下、より適正なものとなるよう見直しを行っているところですが、こうした中で、マンションの「相続税評価額」については、「時価(市場売買価格)」との大きな乖離が生じているケースも確認されています。

また、令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日決定)に、「相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」旨が記載されました。

そこで、マンションの相続税評価について、市場価格との乖離の実態を踏まえた上で適 正化を検討するため、第1回有識者会議を開催しました。

2 開催日

令和5年1月30日(月)

3 委員名簿

別添1のとおり

4 資料

別添2のとおり

5 議事要旨

別添3のとおり

委 員 名 簿

氏 名	現職
造家や まきひろ 澁谷 雅弘	中央大学法学部教授
*************************************	不動産鑑定士
とばり たもっ 戸張 有	一般財団法人日本不動産研究所 公共部長
TO PIN this the tension of the tens	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
^{ほしの} ひろぁき 星野 浩明	一般社団法人不動産協会 税制委員会 委員長
まえかわ しゅんいち 前川 俊一	明海大学名誉教授
吉田 靖	東京経済大学経営学部教授

(敬称略•五十音順)

[オブザーバー]

総務省 自治税務局

財務省 主税局

国土交通省 住宅局、不動産・建設経済局

資料

マンションの相続税評価について

- 相続税法では、相続等により取得した財産の価額は「当該財産の取得の時における時価(客観的な交換価値)」によるものとされており(時価主義)、その評価方法は国税庁の通達によって定められている。
- マンションについては、「相続税評価額」と「市場売買価格(時価)」とが大きく乖離しているケースも 把握されている。このような乖離があると、相続税の申告後に、国税当局から、路線価等に基づく相続税評 価額ではなく鑑定価格等による時価で評価し直して課税処分をされるというケースも発生している。
- こうしたケースで争われた、令和4年4月の最高裁判決(国側勝訴)以降、マンションの評価額の乖離に対する批判の高まりや、取引の手控えによる市場への影響を懸念する向きも見られ、課税の公平を図りつつ、納税者の予見可能性を確保する観点からも、早期にマンションの評価に関する通達を見直す必要がある。
- また、令和5年度与党税制改正大綱においても「相続税におけるマンションの評価方法については、相続 税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」と記載された。
- このため、乖離の実態把握とその要因分析を的確に行った上で、不動産業界関係者などを含む有識者の意見も丁寧に聴取しながら、通達改正を検討していくこととした。

令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日決定)(抜粋)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

・・・(略)・・・。以下、令和5年度税制改正の主要項目及び今後の税制改正に 当たっての基本的考え方を述べる。

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

(5) マンションの相続税評価について

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。

相続税法第22条 · 財産評価基本通達 1 項

〇 相続税法(抄)

(評価の原則)

第22条 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、<u>当該財</u>産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

〇 財産評価基本通達(抄)

(評価の原則)

- 1 財産の評価については、次による。
- (1) (略)
- (2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、<u>時価とは、課税時期</u>(相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条((定義))第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。)<u>において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められ</u>る価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

(3) (略)

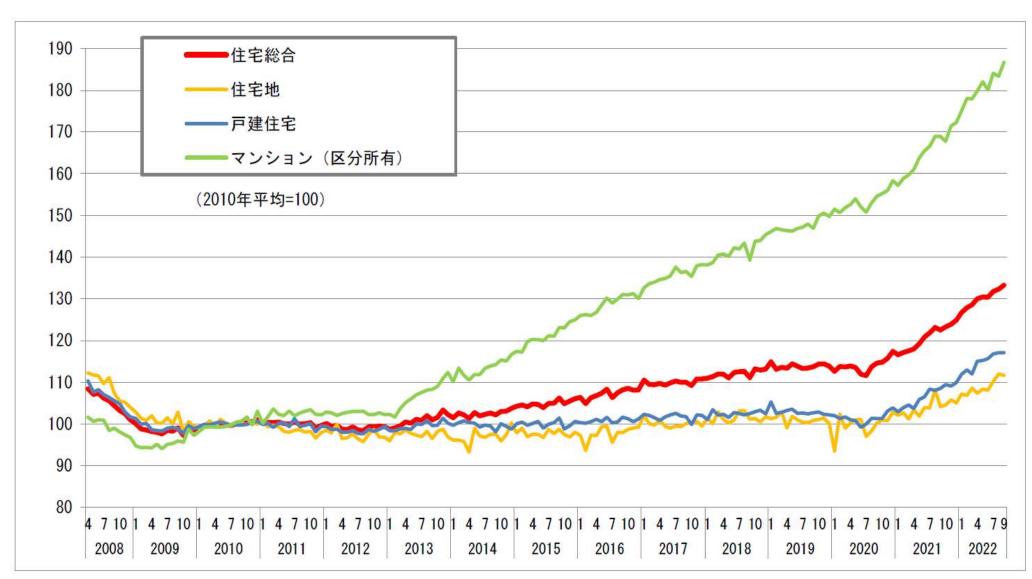
現行のマンションの相続税評価の方法

マンション(一室)の相続税評価額(自用の場合)

= 区分所有建物の価額(①) + 敷地(敷地権)の価額(②)

- ① 区分所有建物の価額
 - = 建物の固定資産税評価額^(注1) × 1.0
- ② 敷地 (敷地権) の価額
 - = 敷地全体の価額^(注2) × 共有持分(敷地権割合)
 - (注1)「建物の固定資産税評価額」は、1棟の建物全体の評価額を専有面積の 割合によって按分して各戸の評価額を算定
 - (注2)「敷地全体の価額」は、路線価方式又は倍率方式により評価

不動産価格指数の推移



出典:国土交通省 不動産価格指数(住宅)

市場価格と相続税評価額の乖離の事例

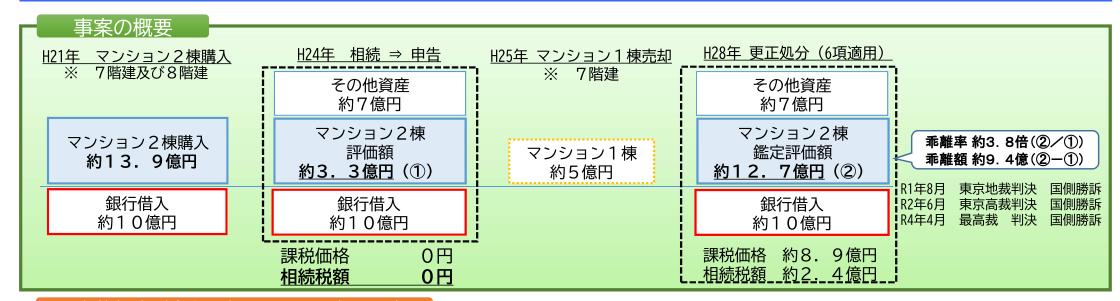
	所在地	総階数	所在 階数	築年数	専有面積	市場価格	相続税 評価額	乖離率
1	東京都	43階	23階	9年	67. 17 m²	11, 900万円	3, 720万円	3. 20倍
2	福岡県	9階	9階	22年	78 . 20 m²	3, 500万円	1, 483万円	2. 36倍
3	広島県	10階	8階	6年	71. 59 m²	2, 240万円	954万円	2. 34倍

最高裁判決における財産評価基本通達6項の適用事例

財産評価基本通達6項

(この通達の定めにより難い場合の評価)

6 この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する



最高裁判決(令和4年4月19日)の要旨

- ① 課税庁が、<u>特定の者</u>の相続財産の価額について<u>のみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、</u> たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、**合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法**
- ② 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが<u>実**質的な租税負担の公平** に**反するというべき事情がある場合**には、当該**財産の価額を**上記**通達の定める方法により評価した価額を上回る価額**によるものとするこ とは租税法上の一般原則としての<u>平等原則に違反しない</u>。</u>
- ③ 本件の(1)、(2)などの事情の下においては、本件各不動産の価額を評価通達を上回る価額にすることは、<u>平等原則に違反しない</u>。
- (1) 本件各不動産(マンション2棟)の<u>購入・借入れが行われなければ</u>本件相続に係る<u>課税価格の合計額は6億円を超える</u>ものであった にもかかわらず、<u>これが行われたことにより</u>、基礎控除の結果、<u>相続税の総額が0円</u>になる。
- (2) 被相続人及び相続人は、本件各不動産の購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において<u>相続人の相</u> 続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行した。

近年の評価通達6項の適用件数一覧

年分 (事務年度)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	計
件数	0	1	0	2	0	4	0	1	1	0	9

- ▶ 時価とは客観的な交換価値をいうと解されているが、評価通達に沿って評価するのが原則であり、それが「著しく不適当」な場合に限り、評価通達以外の方法で評価することになる。
- ▶ 実際、評価通達6項の適用件数は年間数件程度と非常に限られており、最高裁判決でも、評価通達によらない評価とすることは合理的な理由がない限り平等原則に反するとされた。
- このため、マンションの市場価格と相続税評価額の乖離は、予見可能性の観点からも 評価方法の見直しにより是正することが適当。

議論の射程・基本的考え方と今後の検討事項について

- 国税庁で定めている財産評価基本通達のうち、マンションの評価方法について、相続税法の時価主義の下、 市場価格との乖離の実態を踏まえ、国税庁においてその適正化を検討することとしており、本会合は国税庁 がその検討に際し必要な事項について有識者から意見聴取することを目的とする。
- その際、国税庁としては、相続税法の時価主義の下、あくまで適正な時価評価の観点から見直しを行うこととしており、今回の見直しは、評価額と時価の乖離を適切に是正することを目的とするものであって、一部の租税回避行為の防止のみを目的として行うものではない。

○ 本会合において検討すべき事項としては、相続税評価額と市場価格との乖離の実態把握及び要因分析の方法の検討、そして、これらの検討を踏まえた乖離の是正方法及び乖離の是正に当たって留意すべき事項等が考えられる。

第1回 マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議 議事要旨

日時:令和5年1月30日(月)15:00~16:00

場所:国税庁 第一会議室

冒頭、座長及び座長代理について協議を行い、座長に前川委員が、座長代理に吉田委員が 就任した。

事務局から、配付資料に基づき説明を行い、その後、要旨以下のとおりご意見をいただいた。

- 価格乖離の問題は、タワーマンションだけではなくマンション全体にいえるのではないか。そうすると、時価主義の観点からは、見直しの範囲を一部のタワーマンションに限定すべきではない。
- 評価方法を見直した結果、評価額が時価を超えることとならないようにする配慮が必要。
- 時価と相続税評価額との価格乖離の要因分析を行うに当たり、統計的手法による分析が 有用ではないか。
- 市場への影響にも配慮すべき(販売時において、マンションと一戸建ての選択における バイアスがかからないように、一戸建てとのバランスにも配慮し、急激な評価増にならな いようにすべき。)。
- 足元、マンション市場は新型コロナウィルス感染症の影響により建築資材の価格が高騰 していることから、いわゆるコロナ前の時期における実態も把握する必要がある。

(以上)